

## 第10章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1 計画の推進体制

文化財の保存・活用をより効果的に推進していくためには、行政（水俣市及び関係機関など）だけでなく、所有者や地域住民、関係団体などがそれぞれの立場に応じた役割を認識し、主体的に文化財の保存・活用に取り組むとともに、これらの力を結集して、総合的に取り組んでいく必要があります。そのため、以下の整備方針のもと、計画を推進します。

また、本計画の進捗状況の確認や見直しに関する協議及び本計画の実施にかかる情報共有、協議、調整などを行う「水俣市文化財保存活用地域計画協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。

#### （1）文化財の保護に携わる職員の確保

現在、文化財保護に関する業務は、水俣市教育委員会事務局教育課生涯学習室が所管し、学芸員資格を有する一般職員2名が在籍しています。本計画を円滑に推進するために、今後も文化財保護を担当するための専門知識を有する職員を安定的に配置していきます。

#### （2）庁内及び庁外の機関との連携

##### 1) 観光・産業・まちづくり分野との連携

本市の文化財保護行政は、文化財の保存に軸足を置いてきましたが、文化財を活かしたまちづくりを推進するために、観光振興・産業・まちづくりに関連する部局や機関などとの関係を密接にすることを目指します。

##### 2) 危機管理分野との連携

自然災害などによる文化財の被災に備え、危機管理に関する部局との連携を深めていきます。

##### 3) 施設間の連携

本市の歴史・文化・産業に関する情報発信を効果的に行うため、市が設置する展示公開施設間の連携を深めていきます。

##### 4) 専門家との連携

本計画の推進に当たり専門家や研究機関などによる調査研究、指導・助言などが得られる体制を作っていきます。

#### （3）学習機会の提供に関する機関との連携強化

文化財の保存・活用を持続的に実施していくためには、文化財を理解し、自ら保存や継承に関わろうとする人材の育成が必要です。学校教育、公民館における講座など、文化財に関する学習機会の場を提供する機関などとの連携を強化していきます。

#### （4）文化財の所有者等・保存団体との連携

文化財の保存管理に日常的に関わっている人たちや、民俗芸能保存団体とは、定期的な現状把握やヒアリングを行い、文化財の保存に関する課題を共有し、ともにその解決に取り組んでいきます。

## (5) 地域、文化関係団体

偉人の顕彰や文化財の調査研究を行う団体、地域づくりに関連する団体などと連携していきます。また、文化財が所在する地域の人たちにも文化財の保存・活用に協力していただけるよう、文化財の魅力を伝えていきます。将来的には、文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーとして、文化財保護法第192条の2第1項に基づく文化財保存活用支援団体としての指定が可能な団体などの育成につなげていきます。

## 2 計画の進行管理

本計画の推進及び進行管理にあたっては、協議会を設置するとともに推進組織として位置付けます。

協議会は隔年ごとを目途に開催し、取組の進捗状況報告、点検評価などを行い、進行管理を行うこととします。また、最終年度の令和16(2034)年度に、協議会において総合評価を踏まえた次期計画を作成し、文化庁長官の認定を受けるものとします。

表 34 推進体制

文化財保存活用地域計画協議会			
水俣市文化財保存活用地域計画協議会			
次に掲げる事項について協議及び検討を行う。 ・地域計画の見直しに関すること。 ・地域計画に基づく施策の推進及び事業の実施に関する事項の検討に関すること。			
行政			
国・県			
文化庁、熊本県教育庁教育総務局文化課			
水俣市			
【文化財所管課】			
部	課	室・施設など	本計画に関連する役割
教育委員会	教育課		文化財保護、調査、協議会事務局 ※職員配置状況 行政職2名(学芸員有資格者)
【主な関係課】			
総務部	市長公室		各種取組の情報発信、水俣市総合計画との調整
産業建設部	地域振興課		市民、地域との協働によるまちづくり
		水俣環境アカデミア	情報発信、人材育成
	経済振興課		文化財を活かした商業・産業振興
	観光戦略課		文化財を活かした観光振興
	農林水産課		本市の特性を活かした農林水産業
		待街道はげのき館	水俣古来の産業に関する情報発信
	都市計画課		都市計画、景観に関する業務
	土木課		道路・河川・海岸の整備、里道としての薩摩街道管理
福祉環境部	危機管理防災課		文化財の防災対策
	環境課		環境保護、環境教育
		水俣市立水俣病資料館	水俣病関係資料の収集、保管、展示
教育委員会	教育課		
		学校教育室	子供たちへの地域の歴史文化学習機会の提供
		生涯学習室	文化財の調査・保護、協議会の事務局 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の管理
		生涯学習室(公民館)	市民への歴史文化学習機会の提供
	生涯学習室(図書館)	歴史資料の収集・保管	

<b>地域・文化関係団体</b>
自治会、寄る会みなまた、水俣市蘇峰会
<b>所有者等</b>
民俗芸能保存団体、文化財の所有者、管理責任者
<b>商工・観光関係機関</b>
水俣市商工会議所、一般社団法人みなまた観光物産協会
<b>専門機関等</b>
大学等研究機関（包括連携協定先など）
慶應義塾大学、熊本大学、崇城大学、熊本県立大学、熊本学園大学など
<b>文化財保護審議会</b>
水俣市文化財保護審議会
教育委員会の諮問に応じて文化財の保存・活用に関する重要事情について調査審議し、教育委員会に建議する。現在の委員の配置状況は、歴史学2名、地質学1名。

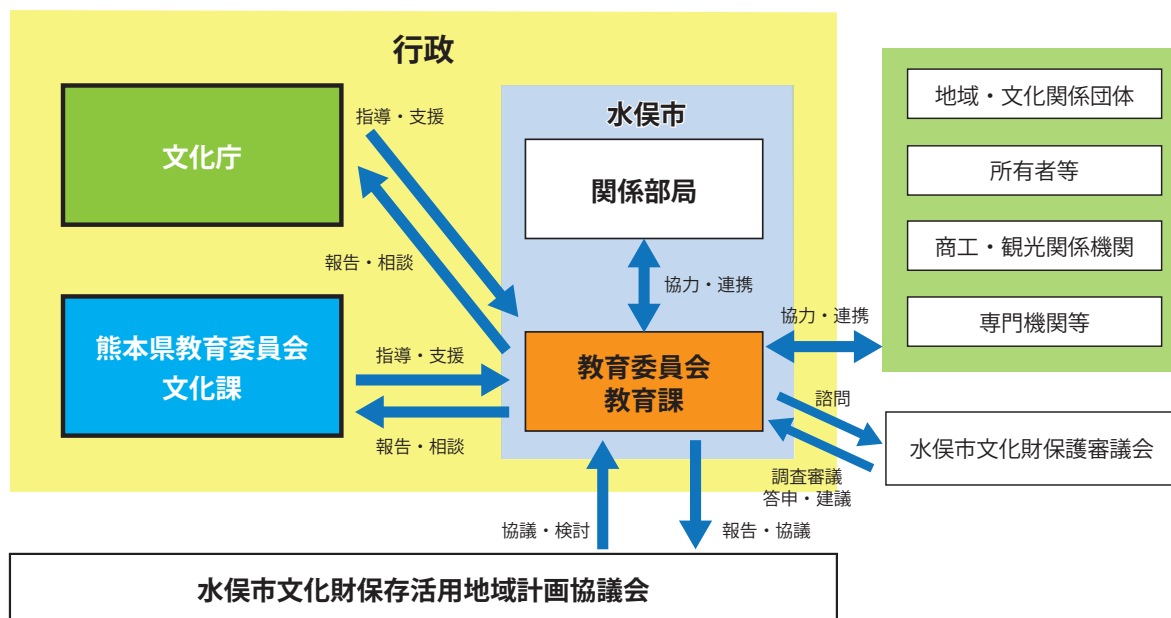


図 31 文化財保存の推進体制図

